

土木分野における「しまね・ハツ・建設ブランド」登録制度実施要領

(趣旨)

第1条 土木分野における「しまね・ハツ・建設ブランド」登録制度（以下「本制度」という。）の実施については、「しまね・ハツ・建設ブランド」登録制度実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **県内事業者** 要綱第4条第2号に規定する県内事業者とは、原則として島根県内に生産拠点があり、かつ主たる事業所が島根県内にあるものをいう。
- (2) **県内開発新技術** 県内事業者が開発した要綱第4条第1号に規定する新技術で、特許等の知的財産権が設定してある場合は、県内事業者が出願人かつ権利者であり、持ち分割合が設定してある場合は、持ち分割合の合計が50%以上であり、知的財産権等の設定がない場合は、県内事業者において開発されたことを証明できる資料がある新技術をいう。ただし、特許等の実施許諾契約による実施権を有する技術は認めないものとする。
- (3) **県外開発特例製品** 本社は県外にあるが、島根県内における当該事業者の施設で開発した新製品で、かつ主要生産拠点が島根県内にあり、地場産業との連携や地域の雇用等に大きく寄与している事業者が生産し、他の県内事業者が生産する製品と競合しない新製品をいう。
- (4) **実証フィールド工事対象技術**（以下、「フィールド技術」という。）
要綱第7条に規定する登録の審査において、施工実績が少なく、実際の工事で施工性、耐久性等について検証する必要があると判定された新技術をいう。実証フィールド工事については、別に定める要領に基づき実施する。

(登録申請書)

第3条 要綱第6条第1項の登録申請書は、別記様式第1号とし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 要綱第4条第2号に規定する県内事業者であることを証する書面
 - (2) その他知事が必要と認める書面
- 2 複数の事業者で申請する場合は、当該事業者のうち申請等の手続きを代表して行う者（以下「申請代表者」という。）を定めるものとする。申請代表者は、本制度の他の事業へ申請する際にも手続きを代表して行うものとする。

(登録要件)

第4条 要綱第8条第1項の要件は、次のすべてを満たすものとする。

- (1) 県内開発新技術、及び県外開発特例製品で、公共土木工事で活用できるもの。
- (2) 開発後10年を経過しないもの。
- (3) 原則として単価設定が可能なもの。
- (4) 島根県公共工事共通仕様書、JIS規格（またはこれに準ずる）、その他技術基準

に適合したもの。また、他の公共機関等で既に評価等を受けているもの、大学等との共同研究をおこなっているものについても対象とする。

(5)「技術の成立性」として、論理的な根拠があり、技術的な事項に係る性能、機能等が当該技術の目的や県が定める基準等を満足しているもの。

(6)「公共工事等への適用性」として、実施条件下での技術的な適用性があり、また、施工管理基準等が確立されているもの。

(技術審査会)

第5条 要綱第7条の規定により知事が設置する審査会（以下「審査会」という。）は、別表1に掲げる職にあるものを委員として組織する。

2 審査会の会長は、土木部技術管理課課長補佐（総括）とする。

3 審査会の会議は、会長が招集し、開催する。

4 会議は、委員の4分の3以上の出席により成立する。また、審査員は代理を指名し会議に出席させることができる。

5 審査にあたっては、申請者によるプレゼンテーションを実施するものとする。

6 審査会は、申請者の説明を受け、第4条の登録要件に関して評価し、「登録技術」、「フィールド技術」、「不採択」のいずれかの判定を行う。また、この審査結果について、島根県建設工事積算・施工管理等基準検討委員会（以下「積算基準検討委員会」という。）に諮るものとする。

(登録の実施)

第6条 要綱第8条第1項の登録の実施については、技術審査会の審査結果を、積算基準検討委員会に諮り、「登録技術」、「フィールド技術」、「不採択」について承認を得るものとする。「登録技術」として承認が得られた新技術は「しまね・ハツ・建設ブランド」として登録を行う。

また、「フィールド技術」として承認が得られた新技術は「フィールド技術」として指定する。

2 要綱第8条第2項の通知は、別記様式第2号による。

3 要綱第8条第3項の通知は、別記様式第3号による。

(推奨技術)

第7条 登録技術のうち、特に優れたものは、しまね・ハツ・建設ブランド推奨技術（以下、「推奨技術」という。）に認定する。

2 推奨技術は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 登録後の県外実績が多い技術であること。

(2) 登録後に事故及び不具合等の発生がない、または発生後適切に改善していること。

(3) 当該技術の利活用の促進が、県内建設関連産業の活性化と雇用の確保に資するものであること。

3 推奨技術の認定を受けようとする者は、認定申請書と活用実績が確認できる書類を知事に提出しなければならない。

認定申請書は、別記様式第4号による。

4 知事は、前項の規定による認定申請書を受領したときは、推奨技術認定審査会（以下「認定審査会」という。）を設置し、申請の内容を審査するものとする。認定審査会

は、次の各号によるものとする。

- (1) 認定審査会は、別表2に掲げる職にあるものを委員として組織する。
 - (2) 認定審査会の会長は、技術管理課長とする。
 - (3) 認定審査会の会議は、会長が招集し、開催する。
 - (4) 会議は、委員の4分の3以上の出席により成立する。また、審査員は代理を指名し会議に出席させることができる。
 - (5) 会議において申請者の提出書類により、県外実績が多く、活用効果の評価が高いと判定された技術について「推奨技術」に認定する。
- 5 知事は前条の審査により認定したときは、別記様式第5号により申請者に通知するとともに別記様式第6号による認定証を交付する。
- 6 知事は前条の審査により認定しないとしたときは、別記様式第7号により、その理由を付して申請者に通知するものとする。
- 7 推奨技術に認定された場合の取り扱いは、以下のとおりとする。
- (1) 県が推奨する新技術として取り扱い、「しまね・ハツ・建設ブランド推奨技術」の標記を使用できる。
 - (2) 推奨技術に認定された場合の登録期間は、登録またはフィールド技術の指定を受けた日のいずれか早い方から起算して13年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(支援)

第8条 要綱第9条に規定する各技術の支援は、次の各号のとおりとする。

- (1) 登録技術に関しては、以下の支援を行う。
 - イ 技術情報、施工実績等について、島根県のホームページで公表する。
 - ロ 登録技術を使用した島根県発注の工事において、工事成績評定の加点を行う。
 - ハ 島根県発注の業務委託における比較設計等の検討結果として、登録技術を採用した場合、及び島根県発注の業務委託における調査・計測等で当該技術を使用した場合、業務成績評定の加点を行う。
 - ニ 登録技術の単価の調査及び設定を行う。
 - ホ 市場競争力が特に優れ、県内の産業振興や雇用の確保に寄与すると認定された登録技術に関して、「しまね・ハツ・建設ブランド特別支援モデル事業実施要領」により支援を行う。
- (2) 実証フィールド工事対象技術に関しては、前号イ、ロ、ハの支援を行う。
- (3) 推奨技術に関しては、前々号イ、ロ、ハ、ニの支援を行う。

(フィールド技術を経た技術の登録期間)

第9条 フィールド技術を経て登録された技術の登録期間については、フィールド技術の指定期間（以下、「フィールド期間」とする。）を含めるものとして、以下のとおりとする。

- (1) フィールド期間が3年以下のものは、要綱第5条第2項の有効期間において、フィールド期間を減じた期間とする。
- (2) フィールド期間が3年を超えるものは、要綱第5条第3項の更新の登録を受けたものとして扱う。登録の有効期間については、フィールド技術の指定を受けた日から起算して6年を経過する日の属する年度の末日までを限度とする。
- (3) 要綱第5条第6項に規定する再度更新による期間は、フィールド技術の指定を受

けた日から起算して9年を経過する日の属する年度の末日までを限度とする。

(変更の届出)

第10条 要綱第10条の届け出は、別記様式第8号による。

(所掌)

第11条 この要領に関する事務は、島根県土木部技術管理課において所掌する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、本制度について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

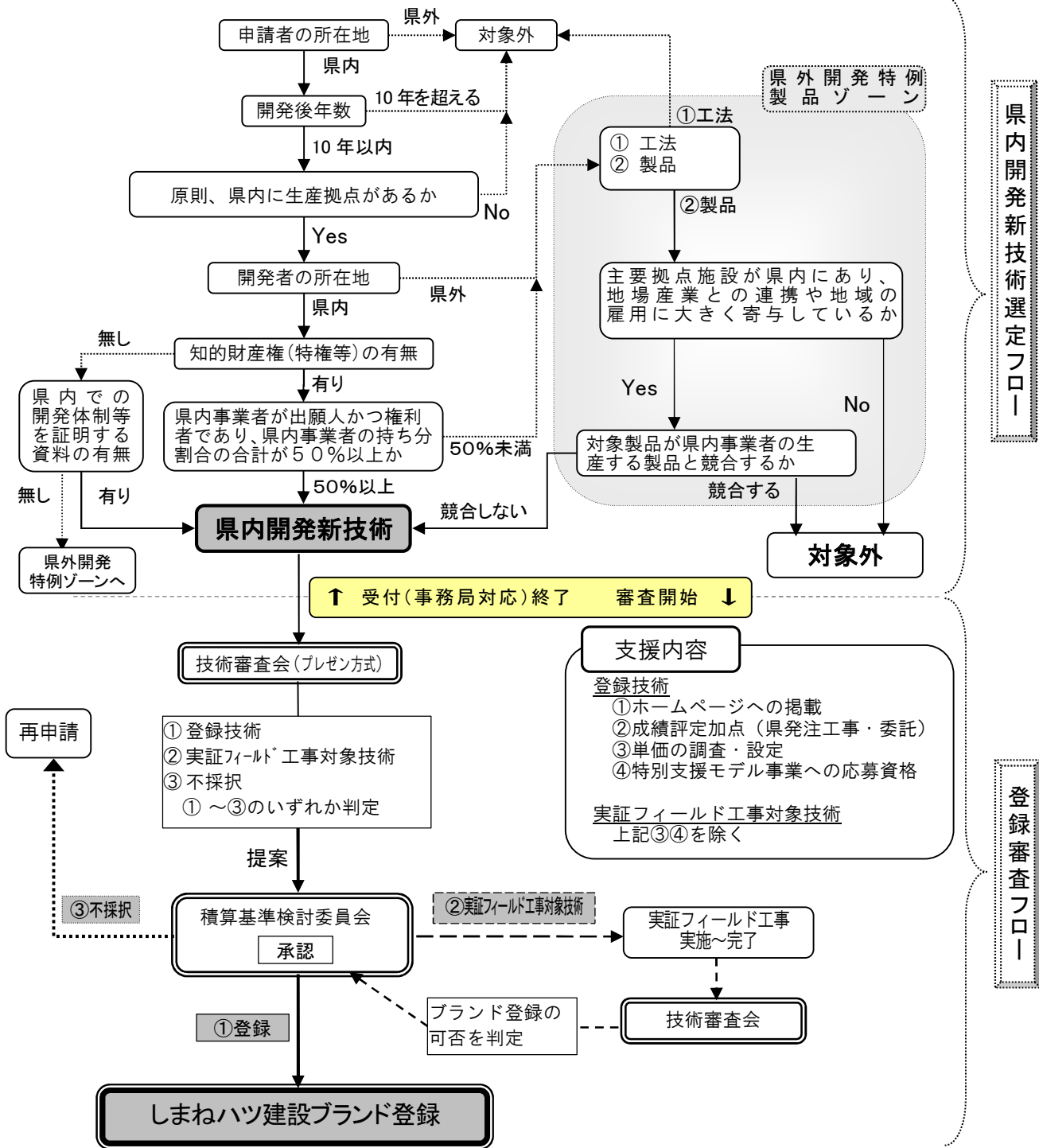
(別表1) 技術審査会委員

所属等	役職名 (11名)
土木部技術管理課	長寿命化推進室長、統括技術専門監、 課長補佐 (総括)、 課長補佐 (土木設計基準)、 課長補佐 (農林設計基準)
積算基準検討委員会 幹事会専門部会	橋梁部会、トンネル部会、擁壁・法面部会、 河川・海岸部会、砂防・地すべり部会、公園部会の各会長

(別表2) 推奨技術認定審査会委員

所属等	役職名 (7名)
農林水産部	農村整備課長、森林整備課長
商工労働部	産業振興課長
土木部土木総務課	建設産業対策室長
土木部技術管理課	技術管理課長、長寿命化推進室長、統括技術専門監

参考図 「しまね・ハツ・建設ブランド」県内開発新技術選定及び登録審査フロー



【注意事項】

- 1 申請者 当制度における申請（技術相談等も含む）は県内に住所を有する者を対象とする。
- 2 開発年数 新技術の定義として、開発後10年以内の技術とする。
- 3 県内製造 原則として生産拠点が県内に所在すること。
- 4 県内事業者 個人の場合は県内に住所を有するもの、企業の場合は本社の所在地が県内にあることであり、開発・生産・営業の実態の有無から判断する。
- 5 知的財産 知的財産（=特許権）等がある場合は、県内に継続的に所在する者の所有比率の合計が50%を超えていること。
- 6 開発体制 知的財産権の設定がない場合は、開発経緯、共同研究契約、NETIS等の他の機関の評価等々、県内企業が開発したことが分かる資料が必要。（資料がない場合は、県外製品として扱う。）
- 7 県外特例 本社は県外にあるが、県内における当該事業者で開発した新製品（工法は対象外）を、県内製品扱いとする特例

- ① 該当事業者において製品の生産主力拠点が県内にあり、地場産業との連携や県内の雇用に大きく寄与していること。
- ② 対象製品が県内事業者の生産する製品（しまハツ登録製品は除く）と競合しないこと。

